

総務広報課	秘書総務班 文書広報班
福利厚生課	共済経理班 福祉班 給付班

改める。」に

別表第2（第8条関係）中「1支出負担行為以外の共通専決事項」を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

教育長専決事項	教育次長専決事項	課長専決事項	係長専決事項
1 教育委員会への付議事項に関すること。 2 重要な事業の計画及び実施方針の決定に関すること。 3 教育委員会において決定された教育行政の基本方針に基づき、実施計画を決定すること。 4 県議会の議決又は同意等を求める議案並びに報告に関すること。 5 全国都道府県教育委員会連合会、全国都道府県教育長協議会及び九州地方教育長協議会に関すること。 6 訓令の制定及び改廃に関すること（教育次長専決に該当するものを除く。） 7 教育長及び教育次長の旅行命令並びに当該旅行に係る復命に関すること。 8 教育長及び教育次長の服務に関すること。 9 審議会等の委員の任免、運営及びこれに対する諮問に関すること。 10 重要な県有財産の取得及び処分に関すること。 11 重要な契約の締結及びその変更に関すること。 12 重要な事項の告示、公告その他公表に関すること。 13 訴訟、審査請求、異議申立て、再審査請求その他争訟に関すること。	1 役付職員（課長補佐以下の役付職員を除く。）の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。 2 役付職員（課長補佐以下の役付職員を除く。）の服務に関すること。 3 出納員及び会計職員の任免に関すること。 4 実習助手及び寄宿舎指導員の任免に関すること。 5 県有財産の管理及び軽易なものの取得及び処分に関すること。 6 県有財産の貸付及び使用許可に関すること。 7 訓令の軽易な改廃に関すること。 8 告示及び公告に関すること。 9 請願及び陳情の処理に関すること。 10 許可、認可、免許、承認等の行政処分及び行政代執行に関すること。 11 行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項又は熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号）第13条第1項に規定する聴聞又は弁明の機会の付与に関すること。 12 表彰に関すること。 13 補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定に関すること。	1 所属職員の担当事務の決定に関すること。 2 課長補佐以下の所属職員の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。 3 所掌事務に係る関係者に対する旅行依頼に関すること。 4 扶養親族及び児童手当の認定並びに住居手当及び通勤手当の決定に関すること。 5 所属職員の時間外勤務等の命令に関すること。 6 所属職員の服務に関すること。 7 非常勤の嘱託員、調査員、講師その他これらに準ずる者の任免、委嘱及び解嘱に関すること。 8 あらかじめ教育政策課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技能補助員及び臨時労務職員の任免に関すること。 9 軽易な許可、認可、免許、承認等の行政処分に関すること。 10 軽易な補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定に関すること。 11 公益法人の軽易な定款変更認可に関すること。 12 生存者の叙勲のうち、高齢者叙勲の進達に関すること。	1 軽易な庁内に対する通知、申込み、照会及び証明書並びに届出の受理に関すること。 2 運転日誌の確認に関すること。